破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第８５号
北海道北見市とん田西町217番地56　コーポサトウ103号、前住所北海道北見市東陵町118番地47
債務者　大岩　教和
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第１４８９号
埼玉県朝霞市溝沼７丁目５番15号　ラッキーハウス102、旧住所埼玉県朝霞市本町３丁目３番64号　スカイビレッジＢ102
債務者　髙久　利花
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４９６号
埼玉県鴻巣市松原３丁目１番３号　アンジュⅡ　103
債務者　松本　美紀（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５３０号
埼玉県戸田市下前１丁目14番15　戸田第一コーポサンキョー　602号、住民票上の住所大分県大分市大字三芳952番地の７（通称大分市椎迫４組の４）
債務者　大林　宗司
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５５０号
さいたま市見沼区島町266番地４、旧住所埼玉県志木市本町２丁目９番48号
債務者　本多　　颯
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５５４号
さいたま市北区吉野町１丁目６番地４　ローザンヌ大宮Ｂ－５
債務者　中澤　聡寿
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６３４号
埼玉県上尾市向山２丁目33番地15　レガシーヒルズＡ―201
債務者　相田　貞徳
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６６９号
埼玉県越谷市大字袋山776番地11
債務者　アウロラ　スビジャガ田村こと　スビジャガ　エルナンデス　アウロラ
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６７２号
埼玉県越谷市大字袋山776番地11
債務者　田村　正浩
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６４５号
宮崎県都城市北原町９街区２号　マイコーポ北原103、申立時の住所川崎市多摩区菅３丁目13番24―501号　スカイハイツ
債務者　江崎　紀子
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６８６号
川崎市中原区宮内２丁目18番18号　ニューハウジング　藤　302
債務者　笹本　篤志
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６８９号
川崎市中原区上平間1221番地　ムツミハイツ302
債務者　久保田武裕
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６９４号
川崎市多摩区登戸1607番地　エスカレントⅠ102
債務者　後藤　清美
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７０７号
川崎市川崎区小川町11番地７　グリタァ小川町　804
債務者　畑　　裕一
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７１６号
川崎市川崎区浜町１丁目19番５号
債務者　松本　竹生
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７１７号
横浜市鶴見区東寺尾中台13番21号　サミットツルミＢ－３
債務者　松本美由紀
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係